（農業経営基盤強化促進法施行規則の一部改正）

第四条　農業経営基盤強化促進法施行規則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（削る。）	（農地利用集積円滑化事業を行う者の要件） **第一条の四**　法第四条第三項第一号の農林水産省令で定める要件は、次に掲げるものとする。 一　市町村が社員となつている一般社団法人でその有する議決権（その社員のうちに農業協同組合が含まれている場合には、当該農業協同組合の有する議決権を含む。）の数が議決権の総数の過半を占めるもの又は市町村が基本財産の拠出者となつている一般財団法人でその拠出した基本財産（その基本財産の拠出者のうちに農業協同組合が含まれている場合には、当該農業協同組合の拠出した基本財産を含む。）の額が基本財産の総額の過半を占めるものであること。 二　その法人が主として農地利用集積円滑化事業その他農業構造の改善に資するための事業を行うと認められること。 **第一条の五**　法第四条第三項第二号の農林水産省令で定める要件は、次に掲げるものとする。 一　目的、構成員たる資格、構成員の加入及び脱退に関する事項、代表者に関する事項、総会の議決事項等が定められている定款又は規約を有していること。 二　その法人又は団体が主として農地利用集積円滑化事業その他農業構造の改善に資するための事業を行うと認められること。
（削る。）	（基本構想に定めるべき事項） **第三条**　法第六条第二項第五号ホの農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一・二　（略） 三　法第四条第四項第三号に掲げる事業の内容及び当該事業の実施に関し必要な事項（法第六条第二項第五号ハ及びニに掲げる事項を除く。） 四　（略） （事業規程に定めるべき事項） **第九条**　法第八条第二項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一～四　（略） 五　農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第四十三条第一項に規定する都道府県機構（以下「都道府県機構」という。）、農業委員会等の関係機関及び関係団体との連携に関する事項 六　（略） （事業規程の承認基準） **第十条**　法第八条第三項第三号の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。 一　法第七条各号に掲げる事業を行うに当たつて、都道府県機構、農業委員会等の関係機関及び関係団体の適切な連携が図られると認められるものであること。 二・三　（略）
（削る。）	（基本構想に定めるべき事項） **第三条**　法第六条第二項第五号ホの農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一・二　（略） 三　法第四条第四項第四号に掲げる事業の内容及び当該事業の実施に関し必要な事項（法第六条第二項第五号ハ及びニに掲げる事項を除く。） 四　（略） （事業規程に定めるべき事項） **第九条**　法第八条第二項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一～四　（略） 五　農地利用集積円滑化団体並びに農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第四十三条第一項に規定する都道府県機構（以下「都道府県機構」という。）、農業委員会等の関係機関及び関係団体との連携に関する事項 六　（略） （事業規程の承認基準） **第十条**　法第八条第三項第三号の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。 一　法第七条各号に掲げる事業を行うに当たつて、農地利用集積円滑化団体並びに都道府県機構、農業委員会等の関係機関及び関係団体の適切な連携が図られると認められるものであること。 二・三　（略） （農地利用集積円滑化事業規程の承認申請手続） **第十二条の十**　法第十一条の十一第一項の承認の申請は、次に掲げる書面を提出して行わなければならない。 一　農地利用集積円滑化事業規程 二　法第四条第三項第一号に掲げる一般社団法人又は一般財団法人にあつては、定款 三　法第四条第三項第二号に掲げる者にあつては、定款又は規約